

倒壊の恐れのある危険な空き家の 除却費用について一部を補助します

最大**60**万円補助

1. 補助対象となる空き家

- 外観目視による空き家等危険度判定表において、配点の合計が**66点**以上となるもの
- **熊本市内**にあること
- **一年以上**使用していないことが常態であること など

2. 補助対象者

法人でない個人であり、次のうちのいずれか

- 建物所有者
- 建物所有者の相続人



3. その他条件

- 原則として**更地**とすること
- 令和7年2月28日（金）までに除却が完了する予定であること（事前調査申請書を令和6年12月27日（金）までに提出すること）
- 見積・契約する解体工事業者は、建設業の許可（土木・建築・解体）または熊本県の解体工事業の登録を受けた者で、**熊本市内に本店または営業所等を有する事業者等に限る** など

4. 補助金の額

次のうち、いずれか少ない額（上限 60万円）

- 除却費（消費税除く） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$
- 延べ床面積 \times （32,000円（木造）・46,000円（非木造）） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$

5. 受付

受付開始日：令和6年（2024年）**6月3日（月）**から

事前調査申請受付期間 令和6年（2024年）12月27日（金）まで

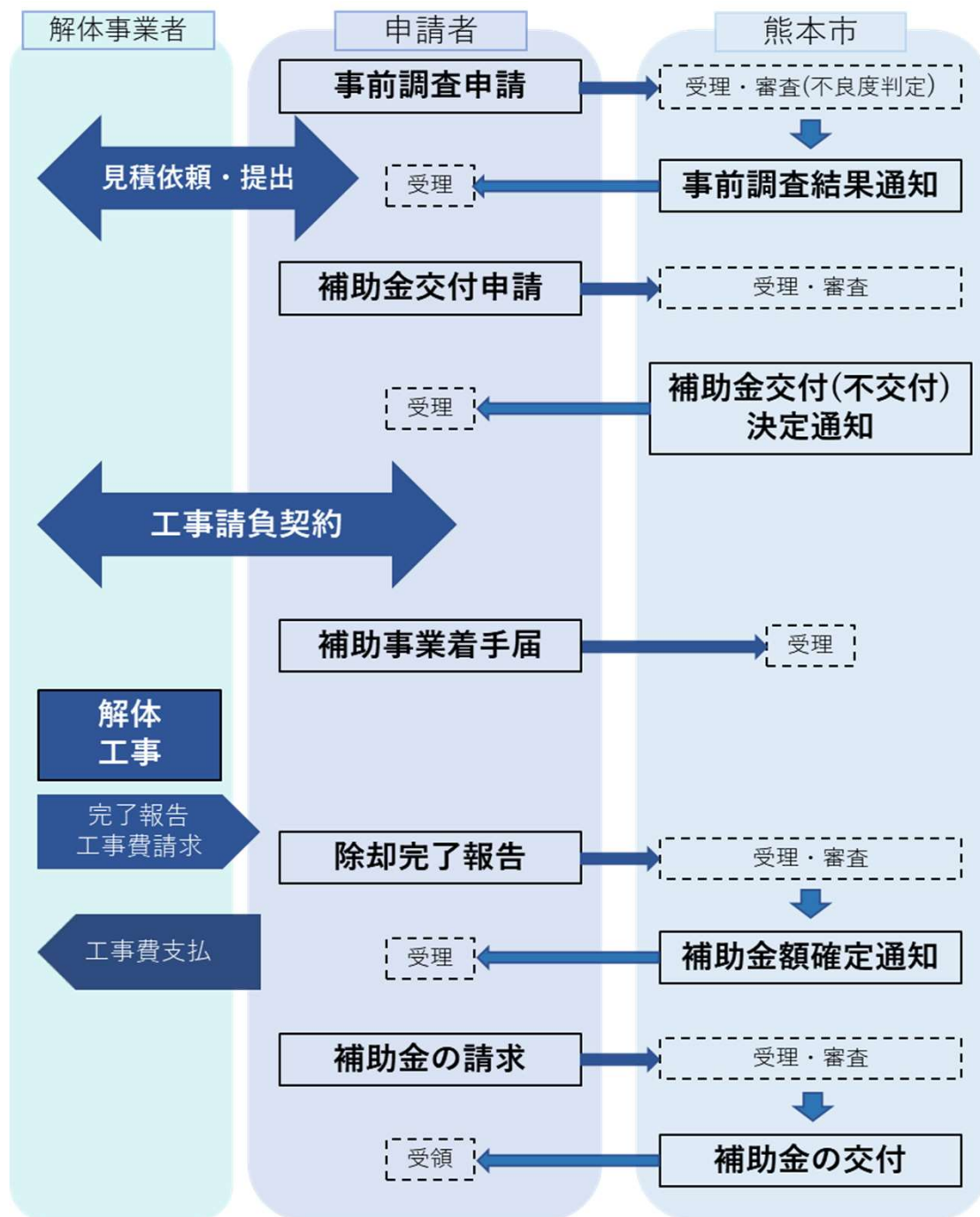
※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

補助金交付申請受付期間 令和7年（2025年）1月31日（金）まで

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く、午前**9**時から午後**5**時まで

受付場所：熊本市役所9階 空家対策課

6. 補助事業の流れ



7. ご注意下さい

- 空き家を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する場合があります。
- 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請、報告及び請求は締切期限がありますので厳守して下さい。期限を過ぎた場合は、補助金が交付されないことがあります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へお尋ねください。



市ホームページ
「老朽危険空家等
除却補助」

(お問い合わせ先)

熊本市 空家対策課

電話：096-328-2514

対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）

熊本市ホームページ>分類から探す>くらし・環境>住宅・建築物・上下水道>空き家対策